

## 流山市地域公共交通活性化協議会会長互選規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約第5条第3項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という。)の会長の互選について必要な事項を定めるものとする。

(会長の決定)

第2条 会長の互選は、候補者が1名の場合は、無投票でこれを決する。候補者が2名以上ある場合は、委員の記名投票によりこれを決する。

(代理人および事後投票)

第3条 委員は、やむを得ない理由で投票を欠席するときは、あらかじめ届出のあった代理人に投票させることができる。もしくは、事後投票することができる。

(投票による決定)

第4条 投票当日の得票数と事後投票による得票数を合計し、得票数が最も多い者を会長とする。ただし、投票当日の得票数が委員の過半数を超えた場合は、事後投票は行わない。なお、得票数が同数の場合は、抽選で決定する。

附 則

この規程は、令和4年7月7日から施行する。